

願い出に必要な添付書類一覧

該当事項		添付書類（★は大学所定様式）	記載確認項目
ア 病気の場合	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関が発行する診断書、証明書等 ・学校感染症登学許可書★ ・医療機関が発行する感染の事実を証明する書類一式（右記の3つの書類すべて） <p>(いずれか1通または1式)</p>	<p>【診断書・証明書等（医療機関所定の様式）】 ※領収書は不可 •受診日 •病名 •病院名と担当医師名 •病院もしくは担当医師の印、または担当医師の署名 •加療期間（日付を明記：○月△日～○月□日） ※当分の間、数日間、〇日程度は不可</p> <p>【学校感染症登学許可書】 •受診日 •登学停止期間 •該当感染症名 •担当医師の署名・捺印</p> <p>【医療機関が発行する感染の事実を証明する書類】 •医療機関が発行した診療明細書（検査の名称が記載されていること）※領収書は不可 •医療機関名が書かれた検査結果 •医療機関もしくは処方薬局が発行した薬剤情報提供書（お薬の説明） ※上記書類で申請する場合、検査日を〇日目として計算し最短の登学停止期間（5日）までとする。 ※上記の3つの書類が揃わない、または検査結果が「陰性」の場合は、医療機関が発行する診断書等または学校感染症登学許可書が必要となります。</p>
	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ以外の学校保健安全法施行規則第18条に定める学校感染症の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関が発行する診断書、証明書等 ・学校感染症登学許可書★ <p>(いずれか1通)</p>	<p>【診断書・証明書等（医療機関所定の様式）】 ※領収書は不可 •受診日 •病名 •病院名と担当医師名 •病院もしくは担当医師の印、または担当医師の署名 •加療期間（日付を明記：○月△日～○月□日） ※当分の間、数日間、〇日程度は不可</p> <p>【学校感染症登学許可書】 •受診日 •登学停止期間 •該当感染症名 •担当医師の署名・捺印</p>
	上記以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関が発行する診断書、証明書等 <p>(いずれか1通)</p>	<p>【診断書・証明書等（医療機関所定の様式）】 ※領収書は不可 •受診日 •病名 •病院名と担当医師名 •病院もしくは担当医師の印、または担当医師の署名 •加療期間（日付を明記：○月△日～○月□日） ※当分の間、数日間、〇日程度は不可</p>
イ 配偶者及び1親等、2親等又は3親等の親族死亡の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀の案内・会葬礼状等 ・葬儀会社が発行する証明書（葬儀証明書、参列証明書等） <p>※会葬礼状等がない場合には死亡診断書、埋火葬許可証等</p>		<p>【葬儀の案内・会葬礼状】 •故人名 •葬儀・通夜等の日付 【葬儀会社が発行する証明書（葬儀証明書、参列証明書など）】 •故人名 •葬儀・通夜の日付 •葬儀式場名、発行者（葬儀会社名）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・親族確認様式★ 		<p>【親族確認様式】 •保証人等の署名・捺印</p>
ウ 就職試験の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンターが発行する証明書（原則就職試験日5日前までにキャリアセンターへ相談すること） ※薬学部6年次生は別途、学部からの指示に従うこと。 		
エ 課外活動の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学生支援センターが発行する証明書（事前に学生支援センターへ相談すること） 		
オ 裁判員候補者または裁判員として裁判所へ出向いた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・呼出状等出向を証明する書類 		
カ 不慮の事故又は災害の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事実を証明する書類 		
キ 交通機関の遅延による場合 ※試験開始後20分以内に試験教室に入室可能な場合、定期試験を受験すること（追試験の願い出不可）	<ul style="list-style-type: none"> ・遅延証明書 		<p>【遅延証明書（WEB版も可。出力して持参すること。）】 •日付 •交通機関名 •遅延時間</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻理由書★ (教務センター窓口で記入) 		
ク その他、正当な事由があると認められる場合	<p>必要な証明書類がわからない場合は、教務センターに問い合わせること</p>		